

令和4年度 介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

(社会福祉法人遠淡海会神久呂の園)

社会福祉法人遠淡海会神久呂の園では、令和元年10月1日より、「介護職員等特定処遇改善加算」を算定し、介護職員等の賃金等の処遇改善を実施しています。

また、賃金以外の処遇改善も合わせて実施しています。

1 賃金等の処遇改善の実施内容

(1) 加算率（介護職員等特定処遇改善加算(1)に該当）

サービス区分	特定処遇改善加算率	備考
通所介護	1.2%	
介護福祉施設サービス	2.7%	
(介護予防) 短期入所生活介護	2.7%	

(2) 改善内容

・職員を

A：経験・技能のある介護福祉士（神久呂の園勤続年数10年以上の介護福祉士）

B：他の介護職員（A以外の介護職員）

C：その他の職種の職員

の3つのグループに分け、原則として、毎年3月、6月、12月に、令和3年度からは、

A：B：C=4≥3≥1.5の割合で特定処遇改善一時金として支給しています。

（令和2年度まではA：B：C=4≥2≥1の割合で支給）

2 賃金以外の処遇改善の実施内容

(1) 資質の向上

・働きながら介護福祉士の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援の実施（研修受講や資格試験受験の際のキャリアパス休暇の付与や勤務シフトの調整）

(2) 労働環境・処遇の改善

・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

・ICT活用（パソコン・タブレットを活用し、ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供）による業務省力化

・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための入浴用リフト、ベッドセンサー、スライディングシート等の介護機器等の導入

・子育てとの両立を目指す者のための育児休業や育児短時間勤務制度の充実

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

・健康診断、ストレスチェック等によるこころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備

(3) その他の処遇改善

・介護サービス情報公表制度による経営・人材育成理念の見える化

・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

・非正規職員から正規職員への任用・転換